

# 処 分 基 準

平成 10 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 66 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 過労運転車両に係る指示
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 :  「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたものと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一の車両について過労運転が反復して行われている場合</li><li>・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合</li><li>・ 使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合</li></ul> などである。
問 い 合 せ 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課指導取締係 ( 電話 : 026-233-0110 )
備 考 :